

乙巳占云、凡候雲氣之法、初出若雲非雲、若霧非霧、凡遊兵之氣无根本、或如疋布、或兩頭銳見云々、如此之類不可勝計、今件氣色白合此等說、若可謂客氣歟、彗孛雲各以體異、何爲彗星哉、右件客氣始自去朔日庚戌曉所見也、仍勸古文奏聞先了、而師任朝臣申彗星天變、惟星雲相違、重可辨申者、謹以勘申如件、

天喜四年八月二十六日

陰陽頭安部朝臣章親

〔甲陽軍鑑品二第八〕判兵庫星占之事、附長坂長閑無面目仕合之事略○中

此兵庫を毘沙門堂のくり迄召よせられ、武藤三河守、下曾禰兩人を問者にて、右の客星吉凶を、兵庫に占せて見給ふに、謹占則書以言上す、抑此星と申は天下怪異の客星也、雖然今時に當て、何の大名に惡事の可有之あらず、末代におひて、吾朝の古高家次第にめつして、終に悉くなく成給ひ、武道國中の武家の作法を取失ひ、きのふ下人かと思れば、今日は主となり、女が男の出立を仕り、新家のだちて、たとへば舞樂に至る迄、眞なることを不見知して、嘲成事を用る故、本侍迄一世の間に、二度三度づ、作名字をなさる、世に成候べし、侍にかぎらず、佛法世法と有之時は、寺方も、久しき正法の宗旨は、次第に衰微して、新き宗旨など、云て繁昌すべし、百姓商人貧人迄も、如此と書て、右の武藤殿下曾禰殿へ渡之、然ば數ならぬ我等體も代々判を占來候へ共、此星の上は、判占も我等迄に仕り、子孫をば玄らうとにいたさん、され共嫡子は廿に餘候間、是は時々ト致す共、孫には全く占とめさせ候、幸某に、大僧正信玄公大慈大悲の御惠をもつて、信濃國にて所領下され、年來畜候物を讓跡を玄らうとに仕立、甲府にあり付申べく候、嫡子も孫にかゝり、是も甲府に罷有とて、柳小路に屋敷を申請、子と孫とをば商人に仕付、おのれは知行をさし上、近江國に罷歸五年めに死去と也、

〔武將感狀記五〕一信玄氣ヲ見ルノ法ヲ學デコレニ通ズ、然レドモ嘗テコレニ拘攀シタマハズ、一